

中間報告のポイントと素案の構成

| 中間報告(提言内容) | | ガイドライン案記載箇所 |
|------------|--|---|
| 4.1.1 | 対象範囲 | 1.7「対象とする協力事業」(P.6) |
| 4.1.2 | 緊急時の対応 | 1.8「緊急時の措置」(P.6) |
| 4.1.3 | 確認と支援 | 1.4「環境社会配慮の基本方針」(P.4) |
| 4.1.4 | 人権への配慮 | 2.7「社会環境と人権への配慮」(P.10) |
| 4.1.5 | 配慮項目 | 2.3「環境社会配慮の項目」(P.8) |
| 4.1.6 | 参照すべきグッドプラクティス | 2.6「参照する法令と基準」(P.10) |
| 4.2.1 | 協力準備調査 (1) 実施決定プロセス (2) 協力準備調査の調査内容 (3) M/Pを含む協力準備調査のカテゴリ分類 (4) 協力準備調査の実施プロセス | 3.1「協力準備調査」(P.13) |
| 4.3.1 | スクリーニング (1) カテゴリAの定義と現地国の法制度との関係 (2) 非自発的住民移転のみによるカテゴリA (3) エンジニアリング・サービス借款 (4) 政策借款 | 2.5「カテゴリ分類」(P.9) |
| | | (5) 影響を及ぼしやすいセクターの例示 別紙2 (P.31) |
| 4.3.2 | 環境レビュー (1) カテゴリAの事業におけるEIAの義務づけ (2) カテゴリFIにおける環境レビュー (3) 無償資金協力の環境レビュー (4) ステークホルダー協議についての確認 | 3.2.1「環境レビュー(有償)」(P.16～) |
| | | 3.3.1「環境レビュー(無償)」(P.19～) |
| | | 別紙4(協議)(P.37) |
| | | |
| 4.3.3 | 意思決定 (1) 環境レビュー結果の意思決定への反映 (2) 新JICAによる意思決定: 合意文書での明示 | 2.8「JICAの意思決定」(P.11) |
| 4.3.4 | モニタリング (1) モニタリング強化 (2) プロジェクトの重大な変更 | 3.2.3「モニタリング及びモニタリング結果の確認」(P.19)等 |
| 4.4 | フォローアップ | 3.5.5「フォローアップ」(P.25) |
| 4.5.1 | 意思決定前の情報公開 | 3.2.1「環境レビュー(有償)」(P.16～) |
| | | 3.3.1「環境レビュー(無償)」(P.19～)等 |
| 4.5.2 | 情報公開のタイミングと公開期間 | 3.2.1「環境レビュー(有償)」(P.16～) 3.3.1「環境レビュー(無償)」(P.19～)等 |

| 中間報告(提言内容) | | ガイドライン案記載箇所 |
|------------|------------------------------|--|
| 4.5.3 | 公開方法 | 2.1「情報の公開」(P.7)等 |
| 4.5.4 | 政策借款に関する情報公開 | 2.1「情報の公開」(P.7)等 |
| 4.5.5 | 実施段階の情報公開 | 3.2.3「モニタリング及びモニタリング結果の確認」(P.19) 別紙1(モニタリング)(P.31) |
| 4.5.6 | ステークホルダーからの意見への対応 | 3.2.3「モニタリング及びモニタリング結果の確認」(P.19) |
| 4.6 | 審査諮問機関 | 1.10「審査諮問機関」(P.6) 2.4「審査諮問機関による助言」(P.9) |
| 4.7 | 資金協力の対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 | 別紙1(P.27) |
| 4.7.1 | 代替案の検討 | 別紙1「基本的事項」(P.27) 別紙4「代替案の分析」(P.37) |
| 4.7.2 | 重要な自然生息地・重要な森林・森林認証制度の推奨 | 別紙1「生態系及び生物相」(P.29) |
| 4.7.3 | ステークホルダー協議等 (1)ステークホルダー分析 | 3.1「協力準備調査」3.1.2.4(P.13) 3.5「開発計画調査型技術協力」3.5.4.3(P.24)等 |
| | (2)ステークホルダー協議 | 2.2「現地ステークホルダーとの協議」(P.8) |
| | (3)情報公開 | 3.2.1「環境レビュー(有償等)」(P.16～) 別紙1(非自発的住民移転、先住民族)(P.29) 別紙4(協議)(P.37) |
| 4.7.4 | 非自発的住民移転 | 別紙1(非自発的住民移転)(P.29) |
| 4.7.5 | 先住民族 | 別紙1(先住民族)(P.30) |
| 4.7.6 | モニタリング | 3.2.3「モニタリング及びモニタリング結果の確認」(P.19) 別紙1(モニタリング)(P.31) |
| 4.7.7 | ステークホルダーとの協議結果の公開 | 4.7.3(2)と同じ。 |
| 5.1 | ガイドラインの構成(学識委員からの提案) | ガイドライン案全体 |

以上